

7医政第255号  
令和7年8月22日

がん検診実施医療機関長 様

長崎県医療政策課長  
( 公 印 省 略 )

令和6年度「がん検診の事業評価のためのチェックリスト」及び  
令和4年度検診に係る「プロセス指標値」の調査結果について(通知)

健康増進法第19条の2に基づき、各市町が実施する「がん検診」につきまして、日頃より格別のご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、市町が行う対策型がん検診においては、対象集団におけるがん死亡率を減少させるために、適切な精度管理の下で検診を実施することが極めて重要であることから、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添)」に基づく検診実施が求められているとともに、同指針においては『がん検診の事業評価を行うに当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠である。』と規定されているところです。

このたび、本県において、同指針等に基づき、令和6年度「がん検診の事業評価のためのチェックリスト」の遵守状況並びに令和4年度検診に係る「プロセス指標値」に基づく評価結果を、別添のとおり取りまとめましたので、フィードバックいたします。

つきましては、内容をご確認いただき、チェックリストの非遵守項目の削減に向けたご検討や、プロセス指標基準値等と大きく乖離する場合は、別添の資料を参考に、その原因や改善策のご検討を行っていただくなど、今後とも、がん検診の精度管理の一層の向上を図る取組に、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 記

### ○添付資料について

- ・(別紙)市町がん検診における精度管理について
- ・令和6年度各がん検診チェックリスト遵守状況(がん種別、個別・集団検診別) 1
- ・令和4年度各がん精度管理指標(がん種別・市町別) 2

1 2:当該年度中に貴機関におけるがん検診実績がないがん種等にかかる資料の添付はありません。

1:当該年度中にがん検診実績はあるが、該当がん種の資料添付がない機関は、令和6年度中に貴機関で実施したチェックリストのご提出が確認できませんでした。今年度以降、チェックリストによる自己評価の実施及び、とりまとめ先へのご提出についてよろしくお願いします。

〒850 - 8570

長崎県長崎市尾上町3 - 1

長崎県福祉保健部医療政策課がん・疾病対策班 木原

電話：095 - 895 - 2467

(別紙)市町がん検診における精度管理について

がん検診は、市町が実施する住民検診に代表される「対策型検診」と、職場で受ける検診、人間ドックなどの個人が任意で受診する「任意型検診」があります。

「対策型検診」は、対象集団におけるがん死亡率の減少を目的としており、対象となる人々が公平に利益を受けられるよう、公共的な予防対策として行われます。

表1 対策型検診と任意型検診

検診方法	対策型検診	任意型検診
目的	対象集団全体の死亡率を下げる	個人の死亡リスクを下げる
概要	予防対策として行われる、公共的な医療サービス	医療機関・検診機関などが任意で提供する医療サービス
検診対象者	構成員の全員 (一定の年齢範囲の住民など)	定義されない
検診費用	公的資金を使用	全額自己負担
利益と不利益	限られた資源の中で、利益と不利益のバランスを考慮し、集団にとっての利益を最大化	個人のレベルで、利益と不利益のバランスを判断

(国立がん研究センターホームページより抜粋)

がん検診には利益と不利益があるため、国は科学的根拠が確立したがん検診の受診を推奨しています。がん死亡を減らす効果が確実で、かつ、利益が不利益を上まわる検診とすることが大切です。

表2 がん検診の利益と不利益

利益	不利益
がん死亡率減少 真陰性者の安心	検診・精検の偶発症 (バリウム誤嚥、放射線被ばく、内視鏡での出血・穿孔など) 過剰診断 (過剰治療、精神的負担) 偽陽性 (本来不要な精検による精神的、身体的、経済的負担) 偽陰性 (治療の遅延など)

○がん検診精度管理の評価指標とは

がん検診を効果的に行うためには、検診の精度管理・事業評価が大変重要です。がん検診の精度管理の評価指標は、「技術・体制指標」と「プロセス指標」によって把握します。

・「技術・体制指標」

がん検診に関わる自治体（都道府県、市町） 検診機関（医療機関）が最低限整備すべき体制のことで、厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、「事業評価のためのチェックリスト」等により検診体制を整備することが求められています。

長崎県では、平成 19 年度から「事業評価のためのチェックリスト」を用いて、検診機関（医療機関）の回答日時点での実施状況を把握しています。

・「プロセス指標」

それぞれの体制の下で行った検診結果のことで、精検受診率、要精検率、がん発見率、陽性反応適中度などが代表的です。厚生労働省「がん検診のあり方に関する検討会」報告書「がん検診事業のあり方について（令和6年7月）」において、全国の標準的な性・年齢階級に基づいたプロセス指標の基準値が示されています。

プロセス指標 新基準値一覧

	胃がん (エックス線)		大腸がん	肺がん (1年間隔)		乳がん (2年間隔)		子宮頸がん		
	2年間隔	1年間隔		検診以外の受診を考慮		連続受診を考慮				
対象年齢	50-69歳		40-69歳	40-69歳		40-69歳		20-69歳	20-39歳	40-69歳
算出に用いた感度*	60%以上		60%以上	50%以上		40歳代：60%以上 50歳代：70%以上 60歳以上：80%以上		65%以上		
要精検率	7.1%以下	7.0%以下	6.2%以下	2.0%以下	2.0%以下	6.8%以下	6.8%以下	2.7%以下	4.2%以下	2.0%以下
現在の許容値	11.0%以下		7.0%以下	3.0%以下		11.0%以下		1.4%以下		
精検受診率	90%以上									
がん発見率*	0.13%以上	0.08%以上	0.16%以上	0.06%以上	0.03%以上	0.38%以上	0.29%以上	0.16%以上	0.18%以上	0.15%以上
現在の許容値	0.11%以上		0.13%以上	0.03%以上		0.23%以上		0.05%以上		
陽性反応適中度*	1.9%以上	1.1%以上	2.6%以上	3.0%以上	1.6%以上	5.5%以上	4.3%以上	5.9%以上	4.4%以上	7.4%以上
現在の許容値	1.0%以上		0.19%以上	1.3%以上		2.5%以上		4.0%以上		
非初回受診者の2年連続受診者割合**						30%		40%		

\*子宮頸がんはCIN3以上に対する値

\*\*国民生活基礎調査から算出したおおよその現状の値

(第37回がん検診のあり方に関する検討会資料より抜粋)

- ・要精検率とは

がん検診受診者のうち、精検が必要と判定された人（要精検者）の割合です。検診で精検の対象者が適切に絞られているかを測る指標で、基本的には低いほうが望ましい指標です。ただし、要精検率が低すぎる場合は、がんの見逃し（偽陰性：本来陽性の人を誤って陰性と判定している）が多い可能性があります。

また、がん検診の対象者のうち、実際がんに罹患している人はごくわずかで（例：胃がん検診では1万人中10人程度）。したがって、要精検率が高い場合は不必要な陽性判定（偽陽性：本来陰性の人を誤って陽性と判定している）によって、本来受けなくてもよいのに精検を受ける人が多い可能性がありますので、これを極力抑える必要があります。

- ・要精検率が基準値より極端に高い場合等

各プロセス指標に、値が適正でない場合の検討内容が設けられています。要精検率が高い、あるいは極端に低い背景要因を検討し、対策を講じる必要があります。

要精検率が高い場合は、有症状者が検診を受けていないか（有症状者は診療を受けるよう指導する）、有病率の高い年齢層に偏っていないか、各検診機関の要精検の判定基準は適切かなどを検討することとされています。

検討にあたっては、次ページの表1 2 プロセス指標の意味と活用方法（がん検診事業のあり方について（令和6年7月）より抜粋）をご参照ください。

#### 参照

- ・厚生労働省ホームページ 「がん検診」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059490.html>

- ・厚生労働省「がん検診事業の在り方」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_41845.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41845.html)

- ・厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001266937.pdf>

- ・厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001512304.pdf>

- ・国立がん研究センター「事業評価のためのチェックリスト」

[https://ganjoho.jp/med\\_pro/cancer\\_control/screening/check\\_list.html](https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html)

- ・国立がん研究センター「がん検診の都道府県別プロセス指標」

[https://ganjoho.jp/reg\\_stat/statistics/stat/screening/process-indicator.html](https://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/stat/screening/process-indicator.html)

表12 プロセス指標の意味と活用方法

プロセス指標	各指標の意味 【算出方法】	各指標値の評価	値が適正でない場合の検討事項		
			プロセス指標値	予想される原因	検討内容
要精検率	検診において、精密検査の対象者が適切に絞られているか 【要精検者数／ 受診者数×100】	対象集団に応じて適切な範囲があり、極端な高値、あるいは低値の場合は更に検討が必要	高値	①受診者が有病率の高い集団に偏っている ②偽陽性が多い ③受診者が有病率の低い集団に偏っている ④偽陰性が多い	①有症状者が検診を受けていないか（有症状者は診療を受けるよう指導する）、有病率の高い年齢層、有病率の高い初回受診者に偏っていないか ②各校診機関の要精検の判定基準は適切か ③有病率の低い年齢層に偏っていないか（年齢層、受診歴等） ④各校診機関の要精検の判定基準、検査手技、読影等は適切か
			低値	①—（100%に近いことが理想）	①精検受診の有無を確実に把握できる体制が出来ているか ②精検結果を確実に把握できる体制が出来ているか（精検結果の報告・回収ルート） ③受診者に予め「要精検の場合は必ず精検を受けること」を伝え、かつ、全ての要精検者に精検の重要性を十分に伝えているか ④精検受診者の利便性
精検受診率	要精検者が実際に精密検査を受診したか 【精検受診者数／ 要精検者数×100】	高いことが望ましい（精検受診率が100%近くなければ、がん発見率を適切に評価できない）	高値	①精検の受診勧奨が適切でない ②精検の提供体制が不十分 （キャンペーン、アクセス）	①受診者に予め「要精検の場合は必ず精検を受けること」を伝え、かつ、全ての要精検者に精検の重要性を十分に伝えているか ②精検受診者の利便性
			低値	①—（0%に近いことが理想）	①受診者に予め「要精検の場合は必ず精検を受けること」を伝え、かつ、全ての要精検者に精検の重要性を十分に伝えているか ②精検受診者の利便性
精検未受診率	要精検者が実際に精密検査を受診したか 【未受診者数／ 要精検者数×100】	低いことが望ましい	高値	①精検の受診勧奨が適切でない ②精検の提供体制が不十分 （キャンペーン、アクセス）	①受診者に予め「要精検の場合は必ず精検を受けること」を伝え、かつ、全ての要精検者に精検の重要性を十分に伝えているか ②精検受診者の利便性
			低値	①—（0%に近いことが理想）	①受診者に予め「要精検の場合は必ず精検を受けること」を伝え、かつ、全ての要精検者に精検の重要性を十分に伝えているか ②精検受診者の利便性

令和6年度胃がん検診（胃X線）チェックリスト遵守状況

未実施項目数	評価
3	B

【未実施項目数：A0、B1-6、C7-12、D13以上、Z無回答】

		貴施設回答	実施率(%) (76検査機関)
1-1	要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明しましたか。	○	98.7%
1-2	精密検査の方法について説明しましたか（胃部X線検査の精密検査としては胃内視鏡検査を行うこと、および胃内視鏡検査の概要など）。	○	97.4%
1-3	精密検査結果は市町へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか。	○	98.7%
1-4	検診の有効性（胃部X線検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つげられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の不利益について説明しましたか。	○	97.4%
1-5	検診間隔は2年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか。	○	94.7%
1-6	胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか。	○	96.1%
2-1	検診項目は、問診に加え、胃部X線検査としましたか。	○	98.7%
2-2	問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか。	○	98.7%
2-3	問診記録は少なくとも5年間は保存していますか。	○	100.0%
2-4	胃部X線撮影の機器の種類を仕様書で明らかにし、日本消化器がん検診学会の定める仕様基準を満たしていましたか。	○	85.5%
2-5	胃部X線撮影の枚数は最低8枚とし、仕様書にも撮影枚数を明記していましたか。	○	84.2%
2-6	胃部X線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式 <sup>(注1)</sup> によるものとし、仕様書に体位及び方法を明記していましたか。	○	76.0%
2-7	胃部X線撮影において、造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に（180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150mlとする）保つとともに、副作用等の事故に注意していましたか。	○	100.0%
2-8	胃部X線撮影に携わった技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得していましたか。	×	22.2%
2-9	自治体や医師会等から求められた場合、胃部X線撮影に携わった技師の全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を報告しましたか。	-	58.8%
3-1	自治体や医師会等から求められた場合、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数もしくは総合認定医数を報告しましたか。	△	81.1%
3-2	読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医でしたか。	×	53.9%
3-3	必要に応じて過去に撮影したX線写真と比較撮影していましたか。	○	97.4%
3-4	胃部X線画像は少なくとも5年間は保存していますか。	○	100.0%
3-5	胃部X線による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか。	○	100.0%
4-1	受診者への結果の通知・説明、またはそのための市町への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされましたか。	○	98.7%
4-2	がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市町や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか。	○	100.0%
4-3	精密検査方法及び、精密検査（治療）結果（内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、市町や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか。	○	93.4%
4-4	撮影や読影向上のための検討会や委員会（自施設以外の胃がん専門家を交えた会）を設置していますか。もしくは、市町や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しましたか。	○	47.4%
4-5	自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握していますか。	○	48.7%
4-6	プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行いましたか。	○	48.0%
4-7	県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市町、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか。	○	80.8%

令和6年度胃がん検診（内視鏡）チェックリスト遵守状況

未実施項目数	評価
0	A

【未実施項目数：A0、B1-6、C7-12、D13以上、Z無回答】

	貴施設回答	実施率(%) (359機関)
1-1 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明しましたか。	○	99.7%
1-2 精密検査の方法について説明しましたか（胃内視鏡検査の精密検査としては生検または胃内視鏡検査の再検査を行うこと、および生検の概要など）。	○	99.4%
1-3 精密検査結果は市町へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか。	○	98.3%
1-4 検診の有効性（胃内視鏡検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけれられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の不利益について説明しましたか。	○	98.3%
1-5 検診間隔は2年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか。	○	97.8%
1-6 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか。	○	96.6%
2-1 検診項目は、問診に加え、胃内視鏡検査としましたか。	○	99.7%
2-2 問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか。	○	99.4%
2-3 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか。	○	99.4%
2-4 胃内視鏡検査の機器や検査医等の条件は、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検査マニュアルを参考にし、仕様書に明記しましたか。	○	88.5%
3-1 胃内視鏡画像の読影にあたっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアルを参考にを行いましたか。	○	93.0%
3-2 胃内視鏡検診運営委員会（仮称）、もしくはそれに相当する組織の読影委員会により、ダブルチェックを行いましたか。	○	81.1%
3-3 読影委員会のメンバーは、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を取得していますか。	○	83.8%
3-4 胃内視鏡画像は少なくとも5年間は保存していますか。	○	99.7%
3-5 胃内視鏡による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか。	○	99.7%
4-1 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市町への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされましたか。	○	97.5%
4-2 がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市町や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか。	○	98.9%
4-3 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果（内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など）について、市町や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか。	○	97.2%
4-4 撮影や読影向上のための検討会や委員会（自施設以外の胃がん専門家を交えた会）を設置していますか。もしくは、市町や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しましたか。	○	75.2%
4-5 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握していますか。	○	72.1%
4-6 プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行いましたか。	○	71.6%
4-7 県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市町、医師会等から指導・助言等あった場合は、それを参考にして改善に努めましたか。	○	87.8%

検診機関名

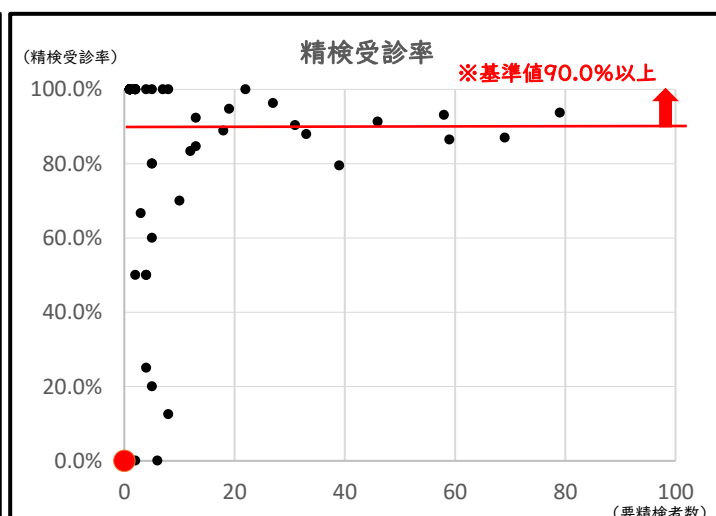
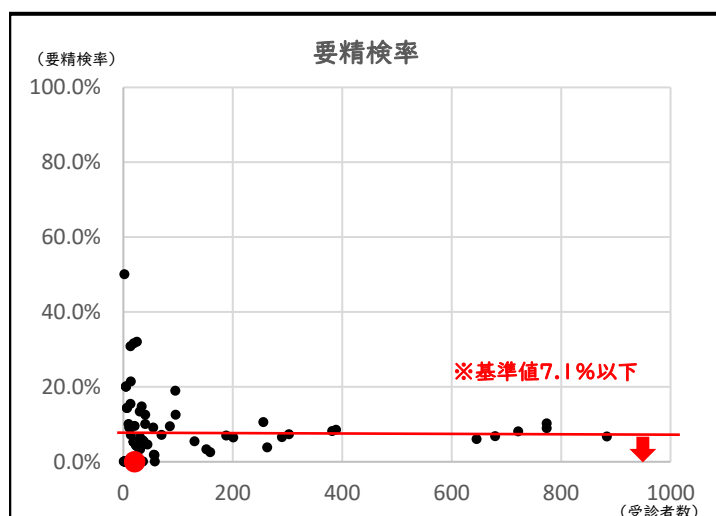
### 胃がん検診（X線）精度管理指標

人数	受診者数 ①	要精検者数 ②	精検受診者数 ③	がん発見数 ④
貴施設 数値	20人	0人	0人	0人
長崎県内全体	8,641人	652人	558人	11人

プロセス指標	要精検率 (②/①)	精検受診率 (③/②)	がん発見率 (④/①)	陽性反応的中度 (④/②)
貴施設 数値	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
長崎県内全体	7.5%	85.6%	0.1%	1.7%
基準値 (※)	7.1%以下	90.0%以上	0.13%以上	1.9%以上

※住民検診に代表される対策型検診においては、厚生労働省「がん検診のあり方に関する検討会」報告書「がん検診事業のあり方について(令和6年7月)」で、がん検診の精度管理のため、全国の標準的な性・年齢階級に基づいたプロセス指標の基準値が示されており、基準値と乖離する項目については、その原因と改善策を検討することが望ましいとされています。(別紙参照)

#### ■指標別散布図（長崎県内82検査機関）



※上記散布図のうち、●が貴院のデータです。

検診機関名

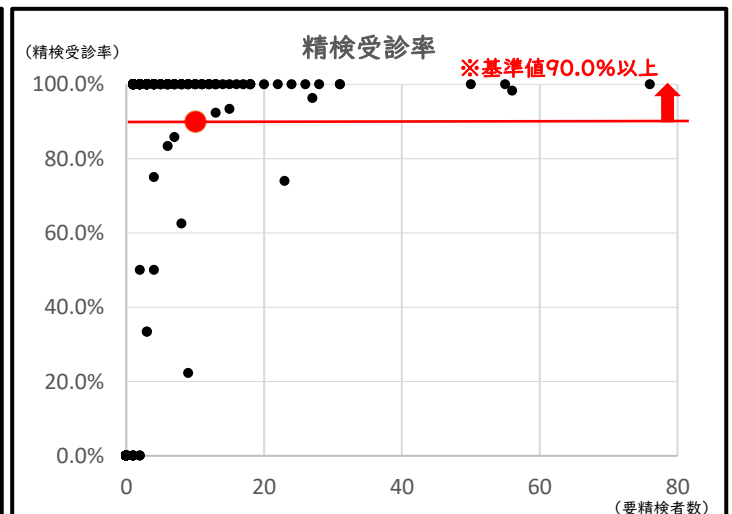
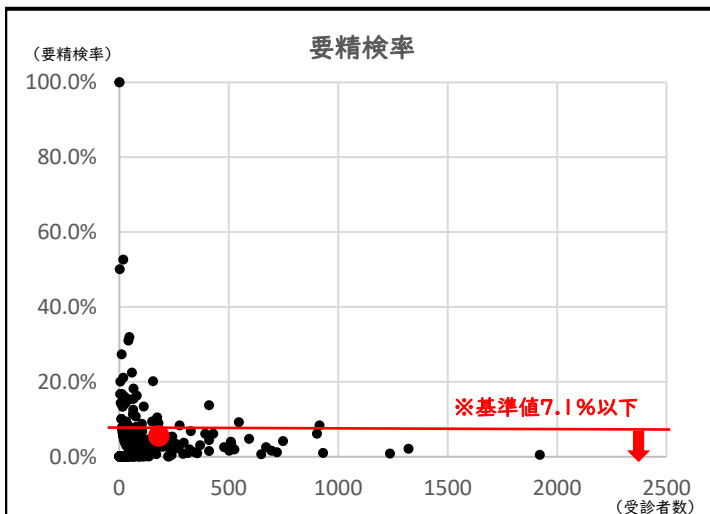
胃がん検診（内視鏡）精度管理指標

人数	受診者数 ①	要精検者数 ②	精検受診者数 ③	がん発見数 ④
貴施設 数値	179人	10人	9人	2人
長崎県内全体	34,979人	1,231人	1,191人	102人

プロセス指標	要精検率 (②/①)	精検受診率 (③/②)	がん発見率 (④/①)	陽性反応的中度 (④/②)
貴施設 数値	5.6%	90.0%	1.1%	20.0%
長崎県内全体	3.5%	96.8%	0.3%	8.3%
基準値(※)	7.1%以下	90.0%以上	0.13%以上	1.9%以上

※住民検診に代表される対策型検診においては、厚生労働省「がん検診のあり方に関する検討会」報告書「がん検診事業のあり方について(令和6年7月)」で、がん検診の精度管理のため、全国の標準的な性・年齢階級に基づいたプロセス指標の基準値が示されており、基準値と乖離する項目については、その原因と改善策を検討することが望ましいとされています。(別紙参照)

■指標別散布図（長崎県内324検査機関）



※上記散布図のうち、●が貴院のデータです。